

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	平成23年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曾我川工区西部幹線その9改修委託工事 奈良県大和高田市松塚地内 平成23年10月31日～平成24年3月30日 土木工事	支出負担行為担当官 近畿農政局長 小栗 邦夫	京都市上京区西洞院通り下長者町下丁子風呂町	平成23年10月31日	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 大阪輸送統括部	大阪市天王寺区上本町6-1-55	会計法第29条の3第4項(その他)	84,460,000	84,460,000	100.0%	-	本工事は、県営曾我川工区西部幹線水路の改修工事において、圧入する用水管が近畿日本鉄道株式会社の軌道敷地内を通過するため、用水管を圧入する工事及びこれに附帯する軌道等の安全管理一式を委託するものである。用水管を圧入する土地を所有し近畿日本鉄道軌道等の安全管理を行っているのは、近畿日本鉄道株式会社のみであることから、契約の性質が競争を許さないため随意契約を行う。	-	-
2	平成23年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曾我川工区導水幹線その8改修工事 奈良県高市郡高取町越智、車木地内 平成23年12月2日～平成24年3月30日 土木	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年12月1日	株式会社 鴻池組 大阪本店	大阪府大阪市北区梅田3-4-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ(有利随意契約)	84,199,500	84,000,000	99.7%	-	トンネルの掘削とトンネル内部の履工を行う工事は一体構造物であり、掘削時や支保工タイプの検討・決定における周辺地山の詳細な状態等、施工内容の判断や詳細を知る前工事の施工者に限られ、現在施工中である前工事の請負者に引き続き施工させることが有利である。	③ロ	-
3	徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム閉塞工建設工事 鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝地内 H2310.5～H25.3.15 土木工事	支出負担行為担当官 九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市春日2-10-1	平成23年10月5日	鹿島・フジタ・株木徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム建設工事共同企業体	福岡県福岡市博多区博多駅前3-12-10	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	261,880,500	261,450,000	99.8%	-	徳之島ダム建設工事は、平成21年度契約の徳之島ダム第三期建設工事(以下「前工事」)を施工中で、本工事は前工事に引き続き施工するものであるため。	③ロ	-
4	藁口(Ⅱ)災害復旧調査業務 (山形県北村山郡大石田町大字大浦字藁口国有林1027林班) 平成23年10月5日～平成23年11月30日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署長 崎野健輔	山形県寒河江市元町一丁目17-2	平成23年10月4日	株式会社新東京ジオ・システム	山形県天童市北久野本三丁目7-19	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,848,650	1,155,000	62.4%	-	平成23年9月20、21日に発生した豪雨による山地災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	
5	宮城沿岸地区災害復旧調査業務 (宮城県仙台市宮城野区蒲生字八朗兵工谷地第二地内ほか) 平成23年10月6日～平成24年2月29日 調査一式	分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 嶋崎省	宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15-1	平成23年10月5日	国土防災技術株式会社 仙台支店	宮城県仙台市若林区清水小路6-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	8,428,150	7,948,500	94.3%	-	東北地方太平洋沖大地震による壊滅的な被害を受けた海岸防災林復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	
6	湯の岱林道災害調査測量設計業務 (秋田県北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1009林班) 平成23年10月13日～平成23年10月28日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署上小阿仁支署長 佐藤智一	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中484-2	平成23年10月12日	株式会社都市整備	秋田県秋田市川尻みよし町11-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,298,850	1,260,000	97.0%	-	平成23年9月13日に発生した豪雨による林道災害復旧のための調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
7	橋場地区災害復旧調査業務 (岩手県久慈市山根町馬渡川山国有林91林班内) 平成23年10月15日～平成23年11月30日 調査一式	分任支出負担行為担当官 三陸北部森林管理署久慈支署長 和山二三吉	岩手県久慈市夏井町大崎14-12	平成23年10月14日	株式会社森林調査設計事務所	東京都江戸川区篠崎町一丁目302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,535,950	1,396,500	90.9%	—	平成23年9月21日の台風15号の大雨により山腹崩壊が発生し、民家及び市道・溪流に崩壊土砂が流出・堆積したため の調査で緊急に契約しなければならない。	③イ	
8	平成23年度ボウ沢外災害復旧調査業務 (宮城県石巻市泊浜山王泊山国有林522林班外) 平成23年10月18日～平成23年12月22日 調査一式	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 飯塚充由	宮城県大崎市古川東町5-32	平成23年10月17日	株式会社森林調査設計事務所	東京都江戸川区篠崎町一丁目302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,005,750	1,942,500	96.8%	—	平成23年9月21日にかけて宮城県沿岸を通過した台風15号がもたらした豪雨により、溪流・溪床浸食及び山腹崩壊が発生し、土砂が直下の市道に流出する被害が発生したことにより、災害復旧対策のため早期に調査設計するため 緊急を要した。	③イ	
9	浪板沢災害復旧調査業務 (岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里字鯨山国有林195林班な1小班) 平成23年11月1日～平成23年11月15日 調査一式	分任支出負担行為担当官 三陸中部森林管理署長 桃木康雄	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5	平成23年10月31日	株式会社菊池技研コンサルタント	岩手県大船渡市赤崎町字石橋前6-8	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,613,400	1,260,000	78.0%	—	平成23年9月21日に発生した豪雨による林地崩壊の災害復旧のための調査 で緊急に契約しなければならない。	③イ	
10	小太郎沢林道災害復旧調査業務 (福島県東白川郡棚倉町) 平成23年10月11日～平成23年10月21日 災害調査設計測量一式	分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長 嶋田忠	福島県東白川郡棚倉町棚倉字館ヶ丘73-2	平成23年10月7日	株式会社藤建技術設計センター	福島県東白川郡棚倉町棚倉字仲居野65	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,523,550	1,260,000	82.7%	—	台風15号(9月21日)の暴風雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査 であり、早急な調査が必要のため。	③イ	
11	瀬尻(瀬尻)林道外2災害復旧調査業務 (静岡県浜松市) 平成23年10月8日～平成23年11月18日 災害調査設計測量一式	分任支出負担行為担当官 天竜森林管理署長 河岡裕	静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1	平成23年10月7日	株式会社興林	東京都台東区台東四丁目20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,347,800	2,310,000	98.3%	—	台風15号(9月21日)の暴風雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査 であり、早急な調査が必要のため。	③イ	
12	上佐野地区林道災害調査・設計業務 (山梨県南巨摩郡南部町) 平成23年10月25日～平成23年12月20日 災害調査設計測量一式	分任支出負担行為担当官 関東森林管理局山梨森林管理事務所長 有山隆史	山梨県甲府市宮前町7-7	平成23年10月24日	株式会社森林テクニクス	東京都文京区後楽1-7-12	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	7,210,350	6,993,000	96.9%	—	台風15号(9月21日)の暴風雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査 であり、早急な調査が必要のため。	③イ	
13	七宗災害復旧計画書(山腹崩壊)作成業務 (岐阜県加茂郡七宗町七宗国有林地内) H23/10/6～H23/12/14 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年10月5日	株式会社森林テクニクス 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦3-2-4	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,033,200	997,500	96.5%	—	9月20日の台風15号により七宗国有林1255林班が山腹崩壊し、下流へ災害を及ぼすことから、緊急に復旧工事の設計を行う必要があるため。	③イ	
14	岩村洞災害復旧計画書(山腹崩壊)作成業務 (岐阜県中津川市阿木恵那国有林地内ほか) H23/10/6～H23/12/14 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年10月5日	株式会社森林テクニクス 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦3-2-4	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,593,900	1,470,000	92.2%	—	9月20日の台風15号により阿木恵那国有林1030林班ほか山腹崩壊し、既設溪間工に被害を与えているほか、下流に災害を及ぼすことから、緊急に復旧工事の設計を行う必要があるため。	③イ	

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
15	一の谷林道ほか2林道災害復旧調査設計業務(岐阜県下呂市小坂町落合国有林地内ほか)H23/10/13~H23/12/22 [林道調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市 大字栗田715-5	平成23年10月12日	株式会社興林	東京都台東区 台東四丁目 20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,293,200	2,205,000	96.1%	—	8月25日の集中豪雨により一の谷林道、川上本谷(川上)林道及び菅田大柿林道の路肩が崩壊し、下流に被害を及ぼすことから、緊急に復旧工事の設計を行う必要があるため。	③イ	
16	鎌ヶ峰林道ほか3林道災害復旧調査設計業務(岐阜県高山市高根町鎌ヶ峰国有林地内ほか)H23/10/13~H23/12/22 [林道調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市 大字栗田715-5	平成23年10月12日	株式会社興林	東京都台東区 台東四丁目 20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,167,200	2,100,000	96.8%	—	8月25日の集中豪雨により鎌ヶ峰林道、夏厩大谷林道、竜ヶ峯林道及び六厩川二級林道の路肩が崩壊し、下流に被害を及ぼすことから、緊急に復旧工事の設計を行う必要があるため。	③イ	
17	林道災害調査業務(桑俣林道外3)請負契約 宮崎県小林市 平成23年10月8日~平成23年10月24日 測量設計業務	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市 京町本丁2-7	平成23年10月7日	株式会社森林 テクニクス 熊本支店	熊本県熊本市 上水前寺2丁目 10番6号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,982,400	1,575,000	79.4%	—	平成23年9月20日の集中豪雨による林道被災箇所を緊急に復旧計画する必要があるため。	③イ	
18	百川林道災害復旧実施設計 栃木県鹿沼市 平成23年11月9日~平成23年11月30日 災害調査設計測量一式	分任支出負担行為担当官 日光森林管理署長 澤山秀尚	栃木県日光市 土沢1473-1	平成23年11月8日	株式会社森林 調査設計事務所	東京都江戸川区 篠崎町一丁目 302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,891,050	1,890,000	99.9%	—	当該箇所は民有林林道と接続している林道で、台風15号により手前の民有林林道で山腹崩壊の被害があり、通行不能で被害調査ができなかったところである。民有林林道が通行可能となったことから現地調査の結果、路肩崩壊が発生し更に拡大するおそれがあり、このままでは下流域の民有林道、さらには県道沿いにある民家まで被害をおよぼすことから、早急に復旧にかかる調査を行う必要があるため。	③イ	
19	治山実施設計(木曾森林管理署南木曾支署南沢災害) (長野県木曾郡南木曾町南木曾国有林地内) H23/11/18~H24/2/10 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市 大字栗田715-5	平成23年11月17日	株式会社中部 森林技術コン サルタンツ 長野支店	長野県長野市 大字稲葉字中 千田沖2040-2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,766,350	3,213,000	85.3%	—	台風15号に伴う9月20日の豪雨により南木曾国有林404林班で山腹崩壊が起きていたことについて、林道寸断のため10月に発見されたが、不安定土砂が下流の民有地等へ災害を及ぼすことから、緊急に復旧工事の設計を行うことが必要なため。	③イ	
20	治山実施設計(岐阜森林管理署七宗災害) (岐阜県加茂郡七宗町七宗国有林地内) H23/11/18~H24/2/10 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市 大字栗田715-5	平成23年11月17日	株式会社森林 テクニクス 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦3-2-4	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,370,500	3,255,000	96.5%	—	台風15号に伴う9月20日の豪雨により七宗国有林12554林班で山腹崩壊が起きていたことについて、林道寸断のため10月になって発見されたが、不安定土砂等が下流のJR高山本線等へ災害を及ぼすことから、緊急に復旧工事の設計を行うことが必要なため。	③イ	
21	治山実施設計(東濃森林管理署岩村洞ほか災害) (岐阜県中津川市阿木恵那国有林地内ほか) H23/11/18~H24/2/10 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市 大字栗田715-5	平成23年11月17日	株式会社森林 テクニクス 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦3-2-4	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	5,467,350	5,355,000	97.9%	—	台風15号に伴う9月20日の豪雨により阿木恵那国有林1030,1031林班で山腹崩壊が、また上村恵那国有林1069林班で溪岸崩壊が起きていたことについて、林道寸断のため10月になって発見されたが、不安定土砂が下流の取水施設等へ災害を及ぼすことから、緊急に復旧工事の設計を行うことが必要なため。	③イ	

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
22	地すべり調査(中信署坂巻災害2)(長野県松本市安曇梓川筋国有林地内)H23/11/23~H24/3/23[治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市 大字栗田715-5	平成23年11月22日	国土防災技術株式会社 長野支店	長野県長野市 大字稲葉826-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,197,250	2,992,500	93.5%	—	平成23年9月15日及び19日に梓川筋国有林124林班で発生して下流に被害を及ぼした落石・山腹崩壊に関し、10月に実施した治山調査の報告から、その上部斜面(上高地乗鞍スーパー林道敷を含む)の地すべりとの関連についても併せて緊急に調査を行うことが必要と判明したため。	③イ	—
23	横沢災害復旧計画書(山腹崩壊)作成業務(長野県上伊那郡飯島町中川)H23/12/8~H24/3/23[治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市 大字栗田715-5	平成23年12月7日	株式会社森林テクニクス 長野支店	長野県長野市 大字稲葉2413-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	6,163,500	5,019,000	81.4%	—	11月19日の集中豪雨により飯島町中川で拡大崩壊が発生し、流出した不安定土砂が下流の中央自動車道等に被害を及ぼすことから、緊急に復旧計画を立てることが必要なため。	③イ	—
24	平成22年度一般会計歳入歳出決算書 外の印刷製造	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年10月18日	独立行政法人 国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	—	1,660,733	—	—	予算書の印刷製造を行っているのは(独)国立印刷局以外にない、競争を許さないため。(財務大臣通知1(2)①のハに該当するため)	①ハ	—
25	平成23年度 一般会計補正予算書(第3号)外の印刷製造	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年10月25日	独立行政法人 国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	—	2,633,831	—	—	予算書の印刷製造を行っているのは(独)国立印刷局以外にない、競争を許さないため。(財務大臣通知1(2)①のハに該当するため)	①ハ	—
26	農林水産省が保管する口蹄疫不活化濃縮抗原製剤化業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年11月15日	MERIAL SAS	29Avenue Tony Garnier Lyon France	会計法第29条の3第4項(その他)	—	6,142,600	—	—	濃縮抗原の製剤化には、濃縮抗原を製造したメーカーの独自の仕様を踏まえて行う必要があること、同社が他社へ当該情報を開示させることはできないこと、また、他に唯一の委託先として考えられる同業他社に照会したところ、他社製の濃縮抗原の製剤化は行えないとの回答があり、同社以外に製剤化を行える者がいないため	—	—
27	自動車借り上げ	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年11月22日	オリックス自動車株式会社	東京都港区芝3-22-8	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,253,700	—	—	福島第一原発の警戒区域内に生存する放れ牛の捕獲等業務のために、既に派遣している職員の業務に支障をきたしていることから、早急に交通手段の確保が必要であるため。	③イ	—
28	平成23年度水産基盤整備調査委託事業「漁港の復旧・復興にかかる圏域計画策定手法開発調査」一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年11月24日	①財団法人漁港漁場漁村技術研究所②株式会社アルファ水工コンサルタンツ	①東京都千代田区岩本町3-4-6トナカイタワービル②札幌市西区発寒9条14丁目516-336	会計法第29条の3第4項(その他)	—	15,425,000	—	3	本調査の目的を達成できる知見を持つ唯一の団体であるため	—	—
29	平成23年度水産基盤整備調査委託事業「漁場施設の被害状況等調査」一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年11月24日	いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢3-15-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	644,903,461	—	—	冬場は海況条件が悪化することから、必要日数及び安全性を考慮すると、3次補正予算成立後直ちに調査を開始する必要があったため	③イ	—
30	平成23年度水産基盤整備調査委託事業「災害廃棄物有効利用調査」一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年11月24日	財団法人漁港漁場漁村技術研究所	東京都千代田区岩本町3-4-6トナカイタワービル	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	99,855,000	—	3	冬場は海況条件が悪化することから、必要日数及び安全性を考慮すると、3次補正予算成立後直ちに調査を開始する必要があったため	③イ	—
31	平成23年度種苗発生状況等調査事業一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年11月30日	種苗発生状況等調査事業共同研究機関代表機関独立行政法人水産総合研究センター	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワーB15階	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	132,357,731	—	0	種苗の発生時期に調査するためには緊急に契約する必要があり、専門知識や調査実績を有し、本調査の目的を必要時期までに達成できる唯一の機関であったため。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
32	平成24年度 一般会計 予算書外の印刷製造	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年12月16日	独立行政法人 国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	-	5,797,615	-	-	予算書の印刷製造を行っているのは独立行政法人国立印刷局以外に、競争を許さないため(財務大臣通知1(2)①のハに該当するため)	①ハ	-
33	平成23年度福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域内の死亡家畜の運搬・保管等委託事業	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 今井敏	東京都千代田区1-2-1	平成23年11月22日	福島県	福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	81,772,245	-	-	平成18年8月25日付け財務大臣通知「公共調達の適正化について」に基づく、地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められていることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	①イ(ニ)	-
34	平成23年度野菜・果樹機能性成分分析評価等実証研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年12月27日	機能性評価コンソーシアム	茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	67,000,000	67,000,000	100.0%	-	当該事業は、東日本大震災の被災地域の復興を加速するため、国等の有する農林水産・食品産業分野の先端技術を集中的に展開しその早期実用化を図ることが目的である。 そのため、東日本大震災において甚大な被害を被った宮城県唯一の公的試験研究機関として研究成果の活用が可能であり、かつ、これまで園芸作物の生産技術を蓄積してきた宮城県農業・園芸総合研究所が中心となり、機能性成分についてのノウハウを有する機関と形成するコンソーシアムが本事業を実施できる唯一の機関であるため。	①二(ハ)	-
35	平成23年度アワビの緊急増殖技術開発研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年12月27日	岩手県水産技術センター	岩手県釜石市平田3-75-3	会計法第29条の3第4項(特定情報)	48,600,000	48,600,000	100.0%	-	当該事業は、東日本大震災の被災地域の復興を加速するため、国等の有する農林水産・食品産業分野の先端技術を集中的に展開しその早期実用化を図ることが目的である。 そのため、東日本大震災において甚大な被害を被った岩手県唯一の公的試験研究機関として研究成果の活用が可能であり、かつ、これまでアワビの増殖を行いその技術を蓄積してきた岩手県水産技術センターが本事業を実施できる唯一の機関であるため。	①二(ハ)	-
36	12月分カヤオ地区 軽油 230KL	支出負担行為担当官 水産庁長官 佐藤正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年12月12日	伊藤忠エネクス株式会社	東京都港区芝浦3-4-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	US\$382,490	-	-	契約した業者から自己都合により解除の申請があったことから、緊急の必要により随意契約することとなった	③イ	-
37	東北農政局八戸地域センター庁舎土地建物賃貸借料	分任支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官 東北農政局青森地域センター長 石塚正美	青森県青森市本町二丁目10-4	平成23年10月1日	南部地域農業共済組合	青森県十和田市大字三本木字里ノ沢1-47	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	7,717,500	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が特定される賃貸借契約。	①ロ	-
38	岩木川左岸(二期)農業水利事業 土淵堰用水路三和地区工事に伴う損失補償契約金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年10月17日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
39	岩木川左岸(二期)農業水利事業 土淵堰用水路第四工区(その5)工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年10月3日	東北電力株式会社青森支店	青森県青森市港町2-12-19	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
40	岩木川左岸(二期)農業水利事業 土淵堰用水路第四工区(その6)工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年10月3日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
41	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年10月25日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
42	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年10月25日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
43	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年10月25日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
44	幹線用水路久来石工区災害復旧(その3)工事損失補償契約補償金	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐藤 憲雄	仙台市青葉区本町三丁目3-1	平成23年11月18日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
45	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月9日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
46	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月10日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
47	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月10日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
48	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月10日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
49	中津山農業水利事業鶴家排水機場建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月11日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
50	中津山農業水利事業鶴家排水機場建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月11日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
51	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
52	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
53	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局中津山農業水利事業所長 清水一教	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成23年11月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
54	小田川二期農業水利事業 蒔田揚水機場吸水槽その他工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事業所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年12月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
55	神流川沿岸農業水利事業 上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月3日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
56	神流川沿岸農業水利事業 上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月7日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
57	神流川沿岸農業水利事業 上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月7日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
58	大井川用水(二期)農業水利事業菊川右岸幹線水路整備その5工事に係る土地売買一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井 俊英	静岡県島田市中央町30-1	平成23年10月12日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,037,331	-	-	公共工事の履行のため必要不可欠な契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
59	神流川沿岸農業水利事業 上里幹線改修工事に係る区分地上権設定の変更に伴う対価一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年10月13日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定を契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
60	大須賀川排水路工事に伴う土地取得対価相当額補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年10月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
61	大須賀川排水路工事に伴う土地取得対価相当額補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年10月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
62	大井川用水(二期)農業水利事業赤松幹線水路小水力発電施設建設工事に係る物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井 俊英	静岡県島田市中央町30-1	平成23年12月7日	西日本電信電話株式会社静岡支店	静岡県静岡市葵区城東町5-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,241,700	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
63	金井排水路工事に伴う土地代金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 清水洋一	新潟県佐渡市畑野甲533	平成23年10月31日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,678,060	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
64	金井排水路工事に伴う土地代金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局佐渡農業水利事業所長 清水洋一	新潟県佐渡市畑野甲533	平成23年10月31日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,689,120	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
65	荒又排水路(福岡工区その3、その4)工事の施行に伴う支障電気通信設備の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷 寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年10月4日	西日本電信電話株式会社富山支店	富山市東田地方1-1-30	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,268,855	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
66	庄川放水路(吉住工区)その3工事の施行に伴う電気通信設備移設補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷 寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年10月7日	西日本電信電話株式会社富山支店	富山市東田地方1-1-30	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,809,104	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
67	荒又排水路(福岡工区その3)工事の施行に伴う支障電気通信設備の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷 寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年10月20日	高岡ケーブルネットワーク株式会社	富山県高岡市昭和町1-2-10	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,547,000	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
68	岸渡排水路工事に伴う立木補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷 寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年11月8日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,750,338	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
69	庄川放水路(吉住工区)その2工事の施工に伴う上水道管の移設補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷 寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年11月8日	高岡市水道事業管理者 嶋耐司	富山県高岡市広小路7番50号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,762,800	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
70	庄川放水路(吉住工区)その4工事の施工に伴う上水道管の移設補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年11月8日	高岡市水道事業管理者 嶋耐司	富山県高岡市広小路7番50号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,439,600	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
71	春江北部用水路工事に伴う用地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨 宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年12月15日	春江町土地改良区	福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,719,932	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	
72	宮川用水第二期地区五桂池下流排水路その2工事施工に伴う五桂池付帯構造物の移転等補償 1式	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 丹羽 啓文	三重県伊勢市御園町新開892	平成23年11月16日	五桂池水利組合 組合長 竹内一郎	三重県多気郡多気町相可1600	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
73	新矢作川用水地区北野幹線水路北本郷用水取付工事に係る区分地上権設定(一式)	支出負担行為担当官 東海農政局長 森多可志	名古屋市中区三の丸1-2-2	平成23年11月28日	学校法人安城学園	安城市小堤町4-25	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
74	大和紀伊平野(一期)農業水利事業大和平野幹線水路改修(初瀬川工区第2号幹線布留川南流水管橋)建設工事及び大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月4日	小山産業株式会社	奈良県天理市田町234-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
75	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月12日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
76	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野幹線水路等(国営西部幹線水路大家水路橋他)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
77	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野紀の川左岸支線水路(宮井水路その2他)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
78	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野七郷井水路その2改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
79	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野七郷井水路その2改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
80	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野紀の川左岸支線水路(小倉支線水路)その2改修工事に伴う電気配電設備の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月14日	関西電力株式会社 和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁40	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
81	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月18日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
82	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営飛鳥工区第1号幹線他その1改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月25日	山本商事株式会社	奈良県御所市古瀬1234-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
83	7~9月分事務所維持管理費(大和紀伊)1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月26日	大和平野土地改良区 理事長 金澤秀樹	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,443,658	2,443,658	100.0%	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①口(付随するもの)	-
84	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営初瀬川1工区藏堂線(大豆越工区))改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月28日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
85	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営初瀬川1工区藏堂線改修工事に伴う土地取得補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年10月28日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
86	平成23年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野区域(鍋塚古墳、藤原宮跡周辺)に係る埋蔵文化材の発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年11月7日	奈良県知事	奈良県奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	6,500,833	6,500,833	100.0%	-	文化財保護法第93条・94条に基づき実施する発掘調査であり、奈良県内における発掘調査は文化財保護担当部局である奈良県との協定に基づき実施することとしており、本遺跡は県立橿原考古学研究所が発掘を行うものであり、契約の性質が競争を許さない。	①イ(ニ)	-
87	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野山田ダム水路(左岸)2号サイホン改修工事に伴う立竹林売買契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成23年11月11日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う立竹林買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
88	和歌山地方合同庁舎エレベーター修繕工事に係る合同庁舎分担金	分任支出負担行為担当官 近畿農政局和歌山地域センター長 鈴木宏明	和歌山市二番丁2番地	平成23年12月16日	フジテック株式会社大阪支社	大阪府茨木市庄1丁目28-10	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	7,140,000	3,439,338	100.0%	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①ロ(付随するもの)	和歌山地方事務局において契約手続及び見積を執行予定価格は全体額契約額は和歌山地域センターにかかる分担額落札率は全体額にかかる率
89	北部幹線水路(大寺工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年10月19日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,569,647	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
90	岡山南部農業水利事業高梁川合同堰取水口改修工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局岡山南部農業水利事業所長 村岡 宏	岡山県総社市中央1-5-35	平成23年10月21日	高梁川漁業協同組合	岡山県高梁市鉄砲町52	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,350,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
91	香川用水農業水利事業和田支線水路改修(その3)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成23年11月1日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5,483,303	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
92	平成23年度国営分水工別受益面積整理委託(その2)業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年11月1日	吉野川下流域土地改良区	徳島県鳴門市大麻町萩原字アコメン3-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	4,032,000	4,032,000	100.0%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者以外には開示できないこととなっている土地原簿のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	①イ(イ)	-
93	香川用水農業水利事業和田支線水路改修(その3)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成23年11月1日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,877,370	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
94	香川用水農業水利事業和田支線水路改修(その1)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成23年11月11日	四国電力株式会社 観音寺営業所	香川県観音寺市栄町三丁目5-10	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,814,744	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
95	大寺工区埋蔵文化財発掘調査委託(その2)業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年11月16日	徳島県	徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	28,434,000	28,434,000	100.0%	-	文化財保護法第99条に基づき、徳島県では徳島県教育委員会が埋蔵文化財発掘調査を行うこととなっており競争を許さないため。	①イ(イ)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
96	那賀川(二期)農地防災事業 北岸幹線水路3号分水工工事に係る土地売買代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 國弘 実	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	平成23年11月18日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	11,335,440	-	-	事業に係る土地売買契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
97	那賀川(一期)農地防災事業 那賀川幹線導水路(その9)工事、那賀川幹線導水路(その12)工事に係る費用負担代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 金光 讓二	徳島県阿南市白開野町西居内456	平成23年11月28日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	7,003,416	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
98	香川用水農業水利事業 和田支線水路改修(その3)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成23年12月9日	個人情報非公表	-	会計法代29条の3第4項(用地補償)	-	4,714,090	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
99	香川用水土器川沿岸農業水利事業 買田幹線水路改修(その3)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成23年12月27日	四国電力株式会社 丸亀営業所	香川県丸亀市大手町三丁目2-1	会計法代29条の3第4項(用地補償)	-	1,380,778	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
100	平成23年度筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石導水路(接続水路その3)工事に伴う電気工作物移設等補償費	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川 幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年10月3日	九州電力株式会社 武雄営業所	佐賀県武雄市武雄町大字昭和776	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,121,038	1,121,038	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
101	筑後川下流左岸農地防災事業西浜武線(吉祥工区)工事に伴う電気工作物移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年10月7日	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター八女営業所	福岡県八女市稲富53-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,133,707	1,133,707	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
102	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(笹瀨工区)工事に伴う電気工作物移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年10月14日	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,267,992	1,267,992	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
103	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(福岡工区)工事に伴う電気工作物移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年10月17日	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,882,588	1,882,588	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
104	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(笹瀨工区)工事に伴う電気工作物移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年10月17日	大木町	福岡県三潁郡大木町大字八町牟田255-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,247,400	1,247,400	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
105	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島4号線(鐘ヶ江工区)工事に伴う電気工作物移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年10月20日	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,579,048	1,579,048	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
106	筑後川下流左岸農地防災事業昭代5号線(吉原工区)工事に伴う電気工作物移転補償 電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年10月31日	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,098,636	1,098,636	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
107	曾於北部(一期)農業水利事業谷川内ダム減電補償金	支出負担行為担当官 九州農政局長 吉村 馨	熊本県熊本市春日2-10-1	平成23年11月29日	九州電力株式会社執行役員 宮崎支社長 田處正隆	宮崎県宮崎市橋通西4-2-23	会計法第29条の3第4項(用地補償)	102,088,039	102,088,039	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
108	徳之島用水(一期)農業水利事業 徳之島ダム閉塞工建設工事に伴う電気通信設備移転等工事費用補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局徳之島用水農業水利事業所長 廣瀬 伸	鹿児島県大島郡天城町天城1151-1	平成23年12月19日	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店	鹿児島市松原町4-26	会計法第29条の3第4項(用地補償)	7,885,034	7,885,034	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
109	徳之島用水(一期)農業水利事業 徳之島ダム第三期建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局徳之島用水農業水利事業所長 廣瀬 伸	鹿児島県大島郡天城町天城1151-1	平成23年12月19日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,737,500	—	—	公共事業の施行に伴う土地売買代金に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
110	幹線水路佐賀西部高域線(岡本上流工区)工事に伴う電気通信設備移転等工事補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 美濃真一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年12月20日	西日本電信電話株式会社 佐賀支店	佐賀県佐賀市駅前中央1-8-32	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,290,382	1,290,382	100.0%	—	本契約は公共事業の施行に伴う電気通信設備の移設等工事の補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
111	平成22年度曾於北部(二期)農業水利事業高之峯幹線配水路・新原支線配水路工事に伴う水道管移設補償 水道管移設一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 米川 公一	鹿児島県曾於市財部町南俣667	平成23年12月26日	曾於市長	鹿児島県曾於市末吉町二之方1980	会計法第29条の3第4項(用地補償)	3,764,461	3,764,461	100.0%	—	本契約は公共事業の施行に伴う水道管移設に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
112	特別管理産業廃棄物運搬委託 PCB含有コンデンサのPCB漏れ防止処置及び運搬一式	分任支出負担行為担当官 吾妻森林管理署長 岩下秀美	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	平成23年10月31日	日本通運株式会社 群馬支店	群馬県前橋市中内町79-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,565,025	—	—	吾妻森林管理署の国有林内にある旧鉦山跡地電力施設で発見されたコンデンサ(PCB含有)の処理運搬であり、コンデンサからPCB漏れが発見されており、林地汚染が危惧されること。また、地元嬭恋村からの要請もあることから早急に処理する必要があったため。	③イ	
113	栗田2号公務員宿舎環境測定業務一式	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年10月28日	社団法人長野県労働基準協会連合会	長野県長野市アークス2-3	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,302,000	—	0	宿舎吹付材料の成分検査を実施したところアスベストの使用が確認されたことから、専門機関による室内空気中のアスベスト濃度検査を緊急に実施する必要が生じたため。	③イ	
114	小幡公務員宿舎環境測定業務一式	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成23年10月31日	株式会社愛研	愛知県名古屋守山区天子田2-710	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,890,000	—	—	宿舎吹付材料の成分検査を実施したところアスベストの使用が確認されたことから、専門機関による室内空気中のアスベスト濃度検査を緊急に実施する必要が生じたため。	③イ	
115	危険木処理(製品生産事業請負)作業 集造材30m3	分任支出負担行為担当官 北薩森林管理署長 大川有一	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3	平成23年10月21日	伊佐愛林有限公司	鹿児島県伊佐市大口里3003	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	2,152,500	—	—	急傾斜に自生していたケヤキの老木が溪流側に倒木したことから、降雨時には末木枝条等により水路を堰き止め、貯水状態となることが懸念され、下流域の民有地および道路敷までも流失・崩壊等の恐れがある事から緊急に処理する必要があったため。	③イ	

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
116	ニホンジカ駆除事業一式	分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 安永正治	長野県佐久市 臼田1822	平成23年11月15日	北佐久連合猟友会	長野県佐久市 跡部65-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	—	1,854,720	—	—	捕獲許可は、鳥獣被害特別措置法により県から市町村に権限委譲され、広域的で効果的な実行体制を有する者を対象とし、安全かつ計画的な実行のため1地域1者に限定して許可が出されている。当該地域の捕獲許可者は、契約相手方のみで実施者が一に特定され競争を許さないため。	①イ(イ)	
117	権現山国有林崩土除去一式	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 狩野誠	田辺市新庄町 2345-1	平成23年11月18日	株式会社松原組	新宮市浮島5-28	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	7,140,000	—	—	平成23年9月2日～4日の台風12号に伴う集中豪雨により、権現山国有林から大量の土砂が流出し、民家及び浄水場に被害を及ぼした。被害相手方との復旧交渉が成立し、緊急に土砂を取り除く必要があるため。	③イ	
118	大分西部森林管理署仮庁舎賃貸借契約 面積257.4m2	分任支出負担行為担当官 大分西部森林管理署長 森勇二	大分県日田市 中城町1-1	平成23年11月7日	株式会社光会館	大分県日田市 中本町7-12	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	840,000	—	—	仮事務所の選定箇所は、現倉庫等を継続使用することから近隣とする必要があること、改修等を要せずそのまま賃貸可能な事務所は当該地しかなく、場所が限定され供給者が特定される賃貸借契約であるため。	①ロ	
119	森林除染事業(落葉等堆積有機物及び枝葉等の除去) 土のう袋2,314個	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 臼杵徳一	群馬県前橋市 岩神町4-16-25	平成23年12月19日	川内村復興事業組合	福島県双葉郡 川内村上川内 早渡116	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,008,325	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があるため、早期に契約する必要があるため。	③イ	
120	森林除染事業(除去物質の運搬) 大型土のう袋84個	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 臼杵徳一	群馬県前橋市 岩神町4-16-25	平成23年12月19日	川内村復興事業組合	福島県双葉郡 川内村上川内 早渡116	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	3,570,000	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があるため、早期に契約する必要があるため。	③イ	
121	平成23年度 腐葉土及び剪定枝堆肥に係る基礎調査業務(単価)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区 霞が関1-2-1	平成23年12月22日	財団法人東京顕微鏡院	東京都千代田区 九段南4-8-32	会計法第29条の3第4項(その他)	—	84,000,000	—	—	ゲルマニウム半導体検出器を所有し、腐葉土等の測定ができ、かつ、内部精度管理を適切に実施できる分析機関のうち、当該業務の履行可能であった(財)東京顕微鏡院と随意契約するものである。	—	4/6追加公表